

Jアラート(全国瞬時警報システム) 全国一斉情報伝達試験

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験に伴い、市内36カ所の防災行政無線から下記の日時・内容で放送が流れます。試験放送のため、避難をする等の必要はありませんので、ご注意ください。

▽日時 10月7日(水)午前11時
▽内容 「(チャイム)これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは八幡市です。(チャイム)」

●防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合や、もう一度聞きたい場合は、下記の電話番号へお掛けください。

☎982-2484、982-2485

※市ホームページでも放送内容を確認することができます。

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害による断水時に、市民の皆さまの生活用水を確保するため、個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録していただける人を募集しています。



登録要件

- ①生活用水として使用可能な水量・水質であること
- ②井戸水をくみ上げるための設備があること
- ③災害などの断水時に無償で近隣住民に井戸水を提供していただけること
- ④井戸枠などがあり安全であること
- ⑤井戸の所在地の公表を了承していただけること

登録方法

所定の用紙(防災安全課に設置(市ホームページからもダウンロード可))を防災安全課に持参
※必要な場合は、市が水質検査を実施します。
※登録井戸には標識をお渡ししますので、見える場所に設置をしてください。
※写真は実際に登録いただいた井戸です。



防災安全課 (☎983-3200)

第3回 八幡市地域公共交通会議を開催しました



このほど、将来の公共交通を協議する「第3回八幡市地域公共交通会議」を国、府、バスおよびタクシー事業者、住民、学識経験者など約30人の参加のもと開催しました。



会議では、南北バス路線要望や橋本地域オンデマンド交通の現状報告のほか、公共交通事業者や行政による新型コロナウイルス感染症への対応について報告され、委員から多くの意見が寄せられました。

会議の議事録につきましては、市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。

☎983-5144

宝くじ助成金でテーブルなどを整備

双葉自治会は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業(宝くじ助成金)を活用して、テーブル・複合機等の整備を行いました。



☎983-5749

令和3年成人式は 二部制(午前・午後)で開催します

令和3年の成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「二部制(午前・午後)」とし、感染拡大防止対策を講じた上で開催することになりました。皆さまのご協力をお願いします。



日にち 令和3年1月11日(月・祝)
場所 文化センター

該当者(11月1日現在、本市に住民登録のある人)には12月中旬に案内状をご自宅に送付します。

第一部(男山中学校区・男山第二中学校区にお住まいの新成人)

時間 午前10時30分～

第二部(男山第三中学校区・男山東中学校区にお住まいの新成人)

時間 午後1時30分～

対象 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれで、本市に在住の人。
※市外へ転出された人も参加できます。

※駐車台数が限られておりますので、公共交通機関をご利用ください。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止や変更をする場合があります。

☎983-3088

登録型本人通知制度を実施しています

この制度は、市が住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に、その事実を通知するものです。この制度により、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害防止が期待できます。制度を利用するには、事前の登録が必要です(郵送による申込可)。

▽登録できる人
戸籍や住民票が八幡市にある人(過去にあった人)
※有効期限はありません。登録受付以降の交付請求から通知の対象となります。

▽必要書類
本人申請の場合
登録申請書、本人確認書類(運転免許証、旅券等)
転写写真付き証明書がない場合は、健康保険証、年金手帳、学生証などを2点提示してください。

法定代理人、代理人による申請の場合
法定代理人であることを証明する書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

▽通知内容
証明書の交付年月日、交付した証明書の種類と枚数、請求者の種類

※交付請求者の氏名・住所などは通知できません。

▽登録事項の変更
住所の変更や戸籍の登録事項に変更が生じた場合や登録の廃止をしたい場合は、必ず届出書を提出してください。届出がないと、本人通知ができない場合があります。

※登録者が死亡または失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を取り消します。

※変更届書の未届けにより本人通知書が返戻されてきたときは、登録を取り消す場合があります。

☎983-2759

ご意見たまたま箱

あなたの意見・提案をお寄せください

令和元年度に寄せられた意見・提案件数

区分	件数
福祉・健康・子育て	14
交通・道路・河川・公園・都市整備・上下水道	38
環境	6
商工業・観光	0
教育・文化	16
市職員	3
公共施設・財政・政策全般	25
消防・防災	6
その他	11
計	119

これからの市政を皆さんと共に進めるため、まちづくりについてのご意見やご提案をお寄せください。

必ず市長が拝読した上で、担当部課に調査・研究や対応などを指示し、匿名以外にはお返事をさせていただきます(返事は文書で行いますので、必ず住所を記載してください)。

記入されたご意見等は、市役所1階案内カウンターに設置する「たまたま箱」に投かんしてください。また、公民館等にある記入用紙(切手不要)を使って、郵送(〒614-8501「やわた ご意見たまたま箱」)やFAX(☎982-7988)、市ホームページの専用フォームからメール送信することもできます。

※商品のPRや営業、個人に対する誹謗中傷など「やわた ご意見たまたま箱」の趣旨に反するものについては堅くお断りいたします。

☎983-3893